主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の理由は、原決定において認定された恐喝、傷害の事実は、少年として身に覚えのないものであり、仮りに、そのような事実があつたとしても、少年は、犯行後充分反省悔悟し、正業に従事しているばかりでなく、本件については、既に試験観察に付されていたものであるから、今、改めて少年院送致処分をすることは不当である。なお、少年は、昭和三四年一一月をもつて成人に達するのであるから、それ迄に正業に従事する機会が与えられるよう考慮してもらいたいというのである。

(なお、当裁判所が本件記録を受理したこと記録上明らかな昭和三四年一一月一六日当時においては、同一四年一一月一五日出生の本人が既に満二〇才に達し、少年の身分を喪つていたことは明らかである。然し、原裁判所が決定をした同年一〇月一五日当時においては、本人は、未だ少年たる身分を保有していたものであるが、原決定が本人に対し、少年院送致の原処分をしたことには、なんらの違法はなかったわけである。そこで、本件の場合のごとく、原決定当時少年であった者が、抗告審において成年に達した場合、抗告審として、なお原決定を維持し、抗告を棄却できるかどうかについては、多少疑問がないわけではない。蓋し、その場合には成年の者に対し保護処分をする結果となるからである。

ているのである。) 以上の次第であつて、本件抗告は、その理由がないので、少年法三三条一項に従い、これを棄却することとし、主文のとおり決定した。 (裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 谷口正孝 裁判官 中谷直久)